

盛岡市監査委員告示第 42 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項，第 2 項及び第 4 項の規定により
行った定期監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので，次のとおり公表する。

平成 27 年 12 月 1 日

盛岡市監査委員	工 藤 由 春
同	菊 池 秀 一
同	佐 藤 敬 三
同	八木橋 美 紀

- | | |
|--------------|--------------------------------|
| 1 定期監査の結果の報告 | 平成 27 年 10 月 1 日付け 27 盛監第 39 号 |
| 2 対象部署及び事項 | 環境部に係る指摘事項 |
| 3 措置を講じた旨の通知 | 別添のとおり。 |

盛岡市監査委員 工 藤 由 春
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷藤 裕明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 10 月 1 日付け 27 盛監第 39 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項

補助金の交付に当たり、精算が行われていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

（1）措置の内容

指摘後ただちに精算措置をとるとともに、課員に対して適正な事務処理について指導徹底した。

（2）原因及び再発防止策の内容

担当職員一人に事務を任せきりになっていたこと、及び年度末の繁忙期と重なり他職員による確認が疎かになっていたことが主因として起きたものである。

今後は補助金事務全体について工程表を作成、共有することで、担当・副担当・担当係長の複数の職員によるチェックを確実にするよう事務を進めることで再発を防止する。

盛岡市監査委員 熊 谷 喜美男
盛岡市監査委員 菊 池 秀 一
盛岡市監査委員 佐 藤 敬 三
盛岡市監査委員 八木橋 美 紀 様

盛岡市長 谷 藤 裕 明

定期監査の結果に基づく措置について（通知）

平成 27 年 10 月 1 日付け 27 盛監第 39 号で提出のあった定期監査の結果の報告における指摘事項に基づき、次のとおり措置を講じたので地方自治法第 199 条第 12 項の規定により通知します。

記

1 指摘事項（課名等 環境部 クリーンセンター）

- (1) 行政財産の使用料の算定に当たり、誤った積算方法により使用料を算出している事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。
- (2) 修繕請負契約に当たり、業務の第三者委託について市長の事前承認を受けていない事例が見られたので、適正な事務の執行を求める。

2 措置の状況

(1) 措置の内容

ア 指摘事項（1）について

行政財産の使用料の算定に当たり、盛岡市行政財産使用料条例（以下「条例」という。）第 3 条第 1 項及び盛岡市財務規則（以下「規則」という。）第 188 条の 3 の規定に基づき適正な事務を執行するよう、事務担当者へ指導及び所内通知を行った。

イ 指摘事項（2）について

修繕請負契約に当たり、修繕契約約定の規定に基づき適正な事務を執行するよう、契約事務担当者へ指導及び所内通知を行った。

(2) 原因及び再発防止策の内容

ア 指摘事項（1）について

原因は、条例別表第 1 中基本使用額及び規則別表第 3 中の建物の貸付料の算出方法に規定する財産価格の積算式に使用許可面積を乗ずるべきところを、1 平方メートル当たりの財産価格を積算し端数処理後、使用許可面積を乗ずるものと誤認していたものであった。

今後は、行政財産使用許可申請等により使用料等を算定する事案が発生した場

合は、起案書類に根拠法令及び算出方法を明記し、決裁書類の確認を徹底し、再発防止に努める。

イ 指摘事項（２）について

原因は、修繕請負契約の締結時及び履行期間内において、受注者から修繕契約約定に規定する業務の第三者委託の有無について確認を行なうことなく受注者に修繕を履行させたことによる。

今後は、修繕請負契約の締結時及び履行期間内において、受注者から第三者委託の有無の確認を行い、業務の第三者委託が生ずる場合は、事前に発注者である市長の事前承認を受けるよう受注者へ指導を行ない再発防止に努める。